豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）【案-骨子】

資料２

1．計画の目的と現状の課題

1-1．計画の背景と目的

- 豊川市は旧４町との合併により市域が広くなりましたが、市内のバス路線については合併前の状態のまま運行しています。
- 公共交通に対する市民の満足度は低く、本格的な高齢化社会への対応や、環境にやさしい交通の実現など、公共交通の確保・利用促進の必要性が高まっています。
- 市のバス利用者は減少傾向にあり、運行を維持するために必要な行政負担の増加などが問題となっています。
- 上記の問題に対応するため、市域全体の公共交通の基本的なあり方を定める「豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）」を策定し、市民ニーズに対応した持続的かつ効率的な公共交通へ見直しを行います。

1-2．豊川市の公共交通に関わる問題点・課題

課題１：市域全体の一体性を高める公共交通ネットワークの形成
課題２：移動ニーズに対応した公共交通施策の見直し
課題３：公共交通に対する市民意識と利用促進の向上
課題４：持続可能な仕組みによる公共交通の確保
課題５：自動車に過度に依存しない移動手段の確保

1-3．計画の位置づけ

豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）は、豊川市総合計画等の上位計画に示される施策の方針を踏まえるとともに、平成22年度中に作成予定の都市計画マスタープランと整合を図るものとします。

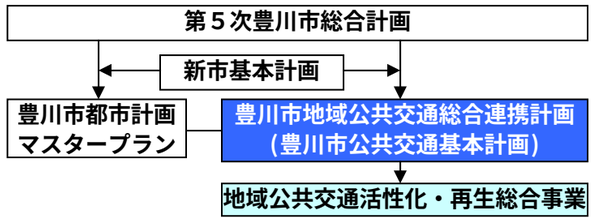

2．計画の内容

2-1．基本方針

将来像	市域全体を一体化し、みんなで支える公共交通ネットワークづくり
基本方針	（１） 市域全体の一体性を高める路線と地域に合った路線を、それぞれの役割に応じたサービスで導入 （２） 公共交通の利便性を高め、移動制約者が移動しやすい交通体系 （３） 行政、交通事業者、市民・地域・利用者が、それぞれの役割により協働で公共交通を支える仕組みづくり （４） 定期的に公共交通の評価を行い、継続的に路線を見直し・改善

2-2．計画の区域

計画の対象区域は、**豊川市全域**とします。

2-3．計画期間

本計画の期間は、都市計画マスタープランと整合を図り、長期を展望して**計画策定から 10 年間（平成 23 年度～平成 32 年度）**とします。このうち平成 25 年度までを短期事業期間、平成 26 年度以降を中長期事業期間とし、段階的に施策を展開します。

2-4．計画の目標

（１）基本目標

基本目標

(1)鉄道や民間バス路線と連携し、各路線の役割分担を明確にして公共交通ネットワークをつくります
(2)人口や施設の分布状況により、市域をいくつかのエリアに分けて路線をつくります
(3)市民の移動ニーズやまちの活性化など、目的に合った路線とします
(4)地域特性や需要に応じた交通システムを採用します
(5)利用しやすい料金体系にします
(6)地域で必要な路線の運行確保は、地域主体とします
(7)公共交通利用促進に繋がる様々な取り組みを行います

（２）数値目標

目　　標		現状（基準年）	数値目標 短期：3 年後（H25 年度）	中期：6 年後（H28 年度）	長期：10 年後（H32 年度）
目標１	市内を運行するバス路線※の利用者数	49,807 人/年（H21 実績）	9 万人/年	11 万人/年	13 万人/年
目標２	公共交通の利便性の市民満足度	42.9%（H21 実績）	48%	50%	52%
目標３	地域主体で検討したバス路線の運行実施地域数	0 地域（H21 実績）	4 地域	5 地域	6 地域
目標４	市内を運行するバス路線の収支率	14.8%（H21 実績）	13%	15%	17%

※「市内を運行するバス路線」については、市内と市外を結ぶバス路線は除きます。

2-5．実施施策の方針

（１）鉄道や民間バス路線と連携し、各路線の役割分担を明確にして公共交通ネットワークをつくります

- 市中心部にある主要な施設（市民病院、商業施設、市役所等公共施設など）や主要な鉄道駅（豊川駅、国府駅など）にアクセスしやすい公共交通体系とします。
- 交通結節点を軸にしながら、路線の役割を広域路線、基幹路線、地域路線に区分し、市域全体の公共交通ネットワークをつくります。

区分	役　　割	対象
広域路線	市内と市外を結ぶ路線で、広域的な移動の役割を担い、鉄道と民間バス事業者が主体となって運行する。	・ＪＲ東海道本線・飯田線 ・名鉄名古屋本線・豊川線 ・豊鉄バス新豊線 ・名鉄バス東部西浦豊橋線
基幹路線	市内の交通結節点を結び、地域を相互に連絡するバスで、通院や買物に加え通勤・通学など日常的な移動のための役割を担い、行政や交通事業者が主体となって確保する。	・行政が検討
地域路線	主に地域内を運行し、広域路線や基幹路線の交通結節点に連絡する公共交通で、移動制約者を中心とした移動のための役割を担い、地域が主体となって確保する。	・地域においてそれぞれの地域が検討
交通結節点	異なる公共交通手段や路線の乗換えのための役割を担い、人が多く集まる場所となるので、行政と交通事業者などの協力によって乗換え空間を確保する。	・市役所や各支所付近 ・市街地の主要施設 ・主要な鉄道駅

（2）人口や施設の分布状況により、市域をいくつかのエリアに分けて路線をつくります

- 行政や交通事業者が主体となって確保する広域路線と基幹路線を、市内の公共交通の骨格とします。
- 地域路線は、交通結節点を軸とした中学校区を基本単位とするエリア内で、地域が主体となって具体的な路線を検討するものとします。

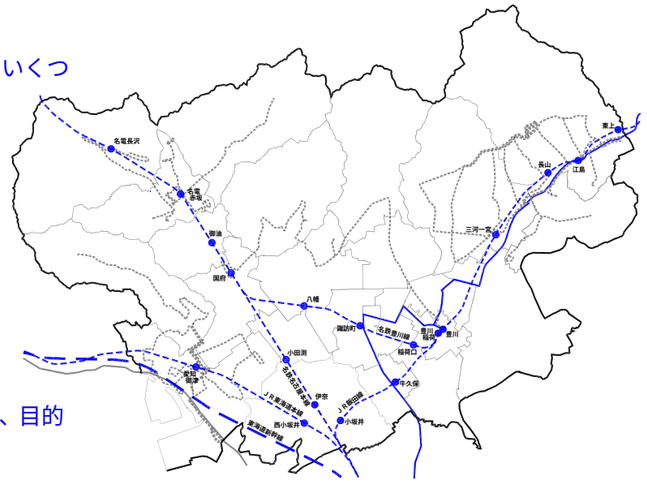

（3）市民の移動ニーズやまちの活性化など、目的に合った路線とします

- 通院や買物など日常的な移動における、高齢者等の使いやすい公共交通とします。
- 基幹路線は市内の主要施設を経由し、地域の交通結節点から少ない乗換えで主要施設まで行ける路線とします。市の中心部では、市民が多く利用する施設を循環する機能も担えるようにします。
- 地域路線は交通結節点への接続を基本にし、地域に応じて最寄の鉄道駅、基幹路線バス停や主要な施設に連絡するものとします。

【路線の展開方法】

基幹路線	短期施策：通院、買物目的の日中の移動に対する対応を図ります。 中長期施策：通院、買物目的の日中の移動に加え、通勤・通学目的も利用対象として拡大し、適切なサービス水準を確保します。
地域路線	短期施策：地域組織をつくり、準備が整った地域から順次運行を開始します。現在の路線は、平成25年度までに再編することとします。 中長期施策：市全域で地域路線の検討を進め、準備が整った地域から順次運行を開始します。

（4）地域特性や需要に応じた交通システムを採用します

区分	路線形態	方向	運行日	運行時間帯や頻度	検討主体
基幹路線	定時定路線	双方向	毎日	通過する地域・エリアの特性を考慮して設定	行政が検討
地域路線	定時定路線 乗合小型バス	双方向 片方向 循環 など	毎日 曜日限定 隔週 など	各地域・エリアの特性を考慮して設定	地域が検討
	定時定路線 乗合ﾀｸｼｰ				
	デマンド型	路線 エリア			

（5）利用しやすい料金体系にします

- 基幹路線は、旧市町を跨ぎ比較的距離が長いため、距離制・区間制・またはゾーン制などによって分かりやすい料金体系を基本とします。
- 地域路線は、地域内の移動を基本に考え、均一料金を基本に、運行方式やサービス水準によって市域全体で統一の取れた料金体系とします。
- 料金は分かりやすいように、100円単位にすることなどを検討します。

（6）地域で必要な路線の運行確保は、地域主体とします

地域組織で検討する仕組み、運行に対する行政補助割合やその条件を定めて地域路線を展開します。

【地域の役割】

- 地域に必要な路線の運行を地域で支え確保するための、(仮)地域協議会の立ち上げ。
- 本計画で定める基本方針等に基づき、運行方法や経費の地域負担などを検討し、地域の案の作成。
- 継続的に地元意見の収集・集約及び行政その他関係機関との意見交換を行う。

【行政の役割】

- 公共交通をみんなで支えるという市民意識の向上。
- 新たな(仮)地域協議会を立ち上げや地域路線検討に必要な情報提供や助言。
- 運行経費の負担などに関する条件設定。
- 運行に必要な事務手続き及び関係機関との調整。

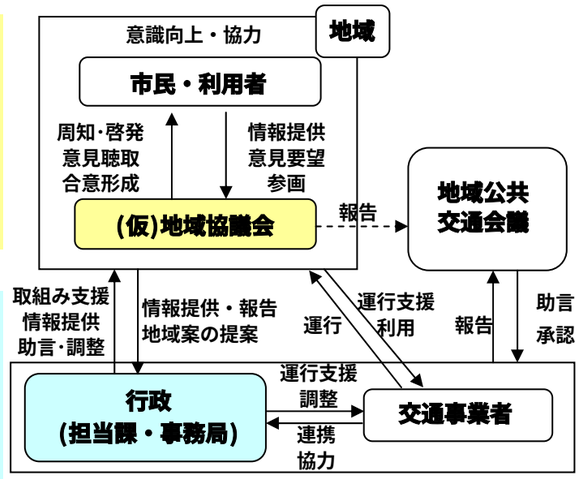

（7）公共交通利用促進に繋がる様々な取り組みを行います

- 市民の公共交通に対する意識を向上し、みんなで支える公共交通を実現するため、バスの利用促進イベントの開催など、様々な啓発活動を継続的に行います。
- バス乗継割引や特典のある回数券・定期券などを導入します。
- バス停の待合空間の改善(上屋・ベンチなど)、バリアフリー車両の導入、バスマップや時刻表、案内板など、公共交通を使いやすくします。
- ＰＤＣＡサイクルによって、計画やバス路線を継続的に評価・見直しします。

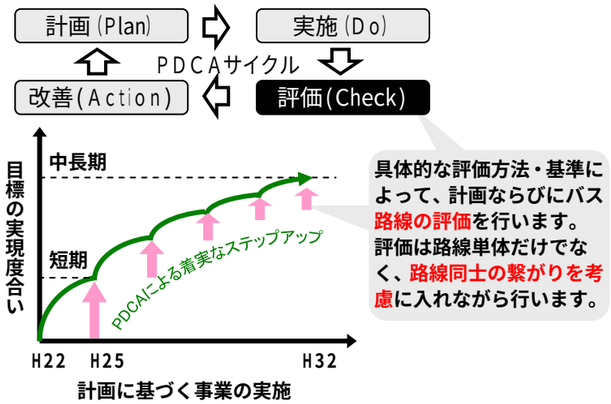

2-6．目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業項目	主な内容と展開スケジュール		実施主体		
	短期（3年以内）	中長期（平成32年まで）	豊川市	地域	交通事業者
段階的な事業方針	公共交通利用が少ない本市の実態を踏まえ、徐々に利用者の定着を図り、移動制約者の生活交通を確保します。	短期事業の結果を踏まえ、目標達成のために事業規模を拡充し、利用促進を図ります。			
① 基幹バス路線の新設	通院・買物を主目的とした実証運行	短期施策の本格運行への移行と通勤・通学目的の対応・拡充	●		●
② 地域バス路線の新設	地域組織構築と順次展開	各地域での展開	●	●	●
③ 交通結節点整備	路線の展開に応じて待合環境整備	バリアフリー化	●		
④ 新規車両導入	バリアフリー対応車両の導入	⇒継続	●		●
⑤ バス停待合環境改善	主要バス停で実施	路線の展開に応じ実施	●		●
⑥ 新たな料金体系導入	乗継割引の導入	市内バス路線の料金体系の一体化	●	●	●
⑦ 料金支払方式導入	割引率の高い利用券の導入	⇒継続	●		●
⑧ 公共交通案内充実	情報マップ作成	⇒継続	●		
⑨ 周知・広報活動実施	各種媒体により実施	⇒継続	●	●	●
⑩ 利用促進活動実施	イベント開催	⇒継続	●	●	
⑪ 事業評価	計画・バス路線の評価	⇒継続	●	●	

1．目標を達成するために行う事業の実施主体とスケジュール

- 短期計画については、「地域公共交通活性化・再生総合事業」として順次事業を進めます。
- 基幹バス路線については、平成 25 年度までを実証運行期間と位置づけ、平成 23 年度中頃からの運行開始を目指します。また、新市民病院開設に合わせ路線の一部再編を行い、さらに実証運行の結果を踏まえ、平成 26 年度からの本格運行を目指します。
- 地域バス路線については、地域主体の検討により準備が整った地域から順次運行し、平成 25 年度までに現在の市委託運行バス路線の再編を目指します。
- その他の事業は、詳細な検討を行った後、順次実施します。また、中長期計画については、短期計画期間の状況を見ながら、具体的な検討を行います。

項目			概要	実施主体	展開スケジュール 短期計画 H23	H24	H25	中長期計画 H26～H32
バス交通関連事業	①	基幹バス路線の新設	通院・買物目的などの日中の移動ニーズに対して実証運行	豊川市 交通事業者	実証運行			本格運行
			通勤・通学目的の移動ニーズへの対応	豊川市 交通事業者				
	②	地域バス路線の新設	地域路線の運行	豊川市 地　域 交通事業者	実証運行			本格運行 地域ごとで本格運行に移行
	③	交通結節点の整備	ベンチ、屋根、照明等の整備	豊川市				
			バリアフリー化の推進	豊川市				
利用促進関連事業	④	新規車両の導入	バリアフリー対応車両の導入	豊川市 交通事業者				
	⑤	バス停の待合環境改善	ベンチ、屋根、照明等の整備	豊川市 交通事業者				
	⑥	新たな料金体系制度の導入	基幹路線と他事業者との間での乗継割引の導入	豊川市 交通事業者				
			広域･基幹･地域路線の一体的な料金体系の導入	豊川市 地　域 交通事業者				
	⑦	新たな料金支払い方式の導入	乗継券、定期券、回数券の導入	豊川市 交通事業者				
	⑧	公共交通案内の充実	公共交通マップ、時刻表等の作成	豊川市				
	⑨	周知・広報活動の実施	ホームページ、チラシ、ポスターなどによる周知・広報	豊川市 地　域 交通事業者				
	⑩	利用促進活動の実施	イベント開催による啓発 利用意識向上の働きかけ	豊川市 地　域				
	⑪	事業評価	計画ならびにバス路線の評価	豊川市 地　域				

2．目標を達成するために行う事業の内容

2-1．基幹バス路線の新設

短期計画	■実施主体：豊川市、交通事業者　■実施期間：平成 23～25 年度 ■実施内容：通院、買物移動目的などの、日中の移動に対応したバス路線を新設します。
中長期計画	■実施主体：豊川市、交通事業者　■実施期間：平成 26～32 年度 ■実施内容：通院、買物目的の日中の移動に加え、通勤・通学目的も利用対象として拡大し、適切なサービス水準を確保していきます。

【基幹バス計画：短期計画（新市民病院開院前）】

■ 路線
6 路線

■ 運行時間帯
7：30～19：00

■ 運行本数
１～２時間に１本

■ 車両
小型バス、又はｼﾞｬﾝﾎﾞﾀｸｼｰ

■ 料金体系
公平な料金負担の設定

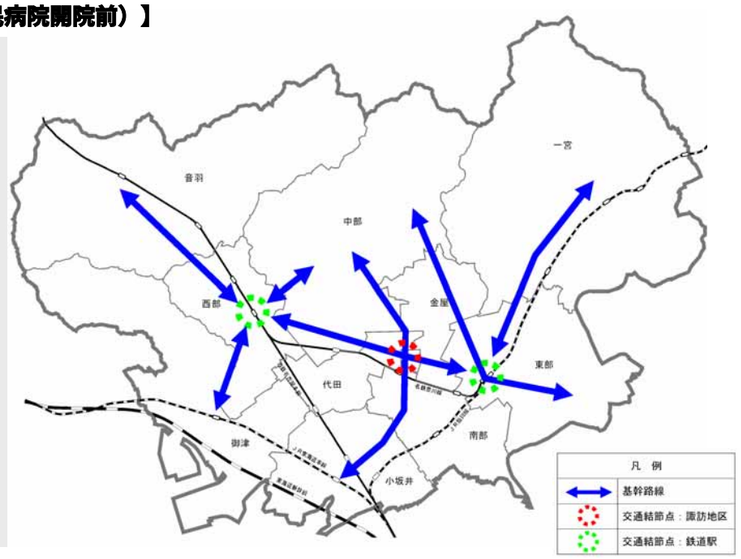

2-2．地域バス路線の新設

短期計画	■実施主体：豊川市、地域、交通事業者　■実施期間：平成 23～25 年度 ■実施内容：地域住民が移動手段の必要性を認識し、その確保と活用に向けた地域住民の主体的な動きがある地域で、路線を新設します。
中長期計画	■実施主体：豊川市、地域、交通事業者　■実施期間：平成 26～32 年度 ■実施内容：地域住民の参画を得て地域が主体的に取り組み、地域路線の新設を促進します。全ての基幹路線に地域路線が接続するような公共交通ネットワークを目指して、利用促進策と合わせて取り組みます。

【運行開始後の役割分担】

（1）地域

- 行政に対して、(仮)地域協議会の開催の連絡、運行実績の報告、評価・改善計画の検討などを行うこととします。
- 市民や利用者に対しては、周知・利用促進活動、利用実態調査や意見聴取などを行うこととします。
- 交通事業者に対しては、必要に応じ(仮)地域協議会への参加を要請し、改善計画の提案や助言などを受けることとします。

（2）行政

- 地域に対しては(仮)地域協議会に参加し、運行実績、評価・改善計画などに対して助言を行います。
- 交通事業者に対しては、地域路線を運行するための支援を行います。また、必要に応じ地域協議会への参加を要請します。
- 地域公共交通会議に対しては、運行実績、評価・改善計画の結果を報告します。

【地域路線の運行維持のための支援】

- 地域路線の維持のために、行政による運行経費の負担を行います。
- 運行の効率性を見るため、目標とする収支率を設定します。

【現在運行している市委託バス路線について】

- 地域路線は、進捗によっては基幹路線との同時運行開始ができないことも考えられます。
- 基幹路線が先行して運行開始する場合でも、現在の市委託バス路線は運行を続け、地域路線の運行開始準備が整った段階で、地域路線に切替えて運行します。

【地域路線の検討・運行までの基本的な流れ】

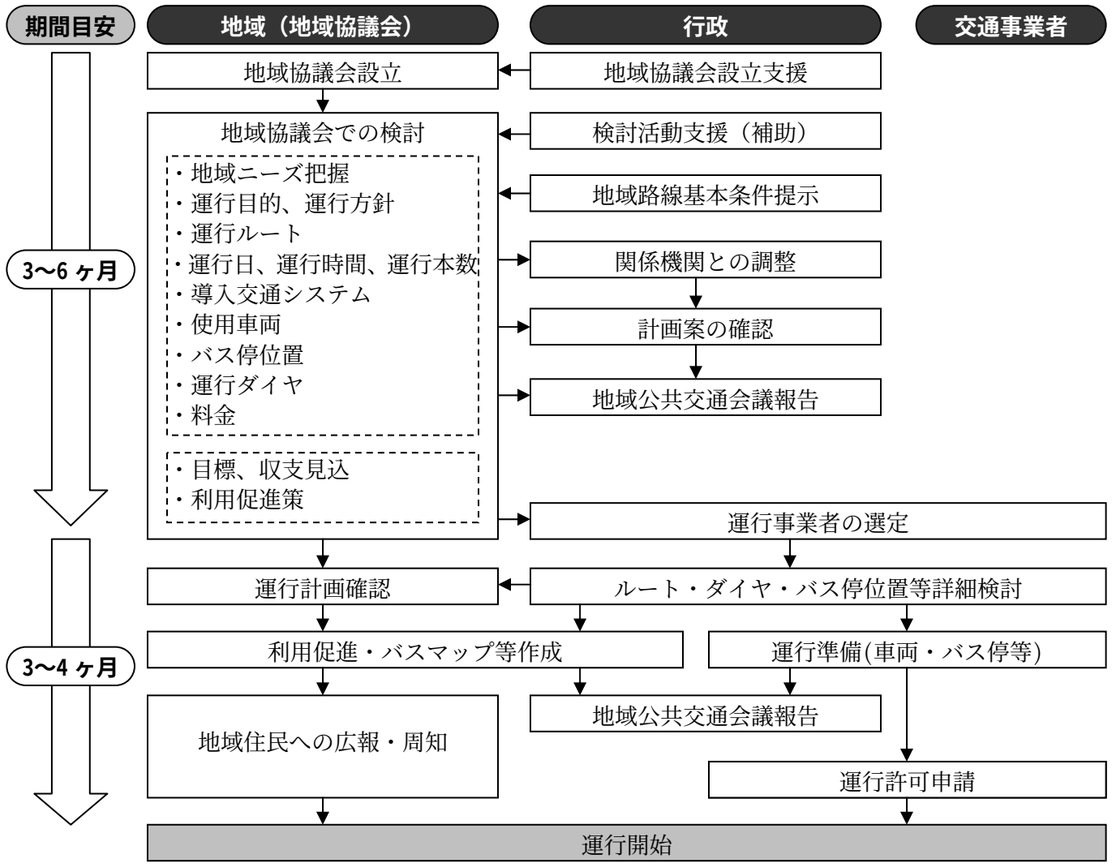

2-3．交通結節点の整備

短期計画	■実施主体：豊川市　■実施期間：平成 23～25 年度 ■実施内容：名鉄国府駅、諏訪地区、ＪＲ豊川駅の３箇所の交通結節点において、ベンチ、屋根、照明などを整備します。
中長期計画	■実施主体：豊川市　■実施期間：平成 26～32 年度 ■実施内容：地域路線の拡充に応じ、新たな基幹路線との交通結節点において、ベンチ、屋根、照明などの設備の設置のほか、バリアフリー化のための整備、改良を行います。

2-4．新規車両の導入

短期 中長期 計画	■実施主体：豊川市、交通事業者　■実施期間：平成 23～32 年度 ■実施内容：ノンステップバスや、段差の少ない車両の導入を目指します。

2-5．バス停の待合環境改善

短期 中長期 計画	■実施主体：豊川市、交通事業者　■実施期間：平成 23～32 年度 ■実施内容：多くの利用者が見込まれる主要なバス停や、地域路線と接続するバス停において、ベンチ、屋根、照明などを整備します。

2-6．新たな料金体系制度の導入

短期計画	■実施主体：豊川市、交通事業者　■実施期間：平成 23～25 年度 ■実施内容：基幹路線内の料金体系のほか、他事業者の路線への乗り継ぎに際しても、利用者負担の軽減に資する割引の導入を目指します。
中長期計画	■実施主体：豊川市、地域、交通事業者　■実施期間：平成 26～32 年度 ■実施内容：広域路線、基幹路線、地域路線の一体的料金体系の設定を目指します。

2-7．新たな料金支払い方式の導入

短期 中長期 計画	■実施主体：豊川市、交通事業者　■実施期間：平成 23～32 年度 ■実施内容：利用頻度の高い利用者にとって料金負担の軽減となるように、乗継券、定期券、回数券の導入を目指します。

2-8．公共交通案内の充実

短期計画	■実施主体：豊川市　■実施期間：平成 23～25 年度 ■実施内容：市民のほか、市外からの来訪者にとっても分かりやすい、市内の公共交通に関する情報マップを作成します。
中長期計画	■実施主体：豊川市　■実施期間：平成 26～32 年度 ■実施内容：路線の新設状況に応じて、情報マップの更新を適宜行います。

2-9．周知・広報活動の実施

短期計画	■実施主体：豊川市、地域、交通事業者　■実施期間：平成 23～25 年度 ■実施内容：公共交通の利用促進のため、各種の媒体を用いて取り組み等の周知を行います。
中長期計画	■実施主体：豊川市、地域、交通事業者　■実施期間：平成 26～32 年度 ■実施内容：短期計画に引き続き、各種媒体を通じた周知に取り組みます。

2-10．利用促進活動の実施

短期計画	■実施主体：豊川市、地域　■実施期間：平成 23～25 年度 ■実施内容：イベント開催や、公共交通の利用意識向上に向けた取り組みを行います。
中長期計画	■実施主体：豊川市、地域　■実施期間：平成 26～32 年度 ■実施内容：短期計画に引き続き、公共交通の取り組みの紹介、公共交通の必要性を伝える講演会など、利用促進につながるイベント開催に取り組みます。車中心の移動から、公共交通の利用を自発的に促す取り組みを行い、公共交通の利用向上を目指します。

2-11．事業評価の実施

短期 中長期 計画	■実施主体：豊川市、地域　■実施期間：平成 23～32 年度 ■実施内容：利用実態等のデータ収集を行い、計画と基幹路線の抜本的改善のための評価は概ね３年ごと、基幹路線の軽微な改善、地域路線の評価・改善は毎年実施し、目標達成に向けた利用促進を行います。

【計画の評価指標】

・設定した数値目標の達成度合いにより評価

基幹路線の評価指標】

① 利用者数《定量指標》
② 満足度《定量指標》
③ 収支率《定量指標》
④ 乗継抵抗《定量指標》

【地域路線の評価指標】

① 地域の周知状況《定性指標》
② 利用者数《定量指標》
③ 満足度《定量指標》
④ 収支率《定量指標》
⑤ 乗継抵抗《定量指標》

年度	短期			中長期						
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
公共交通会議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
日常的利用者数調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
詳細な利用者数調査	●	●	●			●				●
利用者アンケート	●	●	●			●				●
市民アンケート			●			●				●
計画の評価			●			●				●
計画の目標数値見直し						□				
基幹路線の評価			●			●				●
基幹路線の改善	□	□	●	□	□	●	□	□	□	●
地域路線の評価･改善	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

□：必要に応じて適宜実施